**みなし通知電気工事業開始通知について**

　建設業法の許可を受けた建設業者であって、自家用電気工作物に係る電気工事のみを営む電気工事業者は、遅滞なく県知事に通知する必要があります。（岡山県知事への通知は、本県内のみに営業所を設置しようとする方に限ります。）

１　必要な書類等

　(1) 電気工事業開始通知書

・電話番号は、携帯電話など日中に連絡が取りやすい番号も追記してください。

・鉛筆、消えるボールペン等による記入は不可。

　(2) 誓約書（通知者）

　(3) 営業所位置図

　(4) 備付器具調書

　　・継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、借用契約の締結等により、必要なときに準備できる場合は、備え付けているものとみなします。（ただし、借用契約を締結した業者名を調書の(　)枠内に記載すること。）

　(5) 登記事項証明書（法人の場合）（3カ月以内の原本）

　(6) 建設業法に基づく許可証の写し

２　提出・問い合わせ先

　・必要書類を同封のうえ、下記住所に持参または郵送してください。

　・郵送する際は、簡易書留にするなど、郵便トラブルを防止する措置を講じるとともに、封筒の表に「電気工事業開始通知書」と朱書きし、裏には差出人の郵便番号、住所及び氏名を記載してください。

　　　　＜送付・持参先＞〒７００－８５７０　岡山市北区内山下２－４－６

　　　　　　　　　　　　　　　　岡山県消防保安課　保安班

　　　　＜問い合わせ先＞　TEL　（０８６）２２６－７２９６　（保安班直通）

　　　　　　　　　　受付時間…８：３０～１７：００（土・日・祝日は受付していません）

様式第２１（第２６条）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 　　　年　　　月　　　日 |

電気工事業開始通知書

令和　　　　年　　　　月　　　　日

岡　山　県　知　事　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第３４条第５項

の規定により、次のとおり通知します。

１　建設業法第３条第１項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

　　　　　平成・令和　　　　年　　　月　　　日

　　　　　許可番号　　　　　第　　　　　　　　　　　号

２　電気工業を開始した年月日

　　　　　平成・令和　　　　年　　　月　　　日

３　営業所

|  |  |
| --- | --- |
| 営　業　所　の　名　称 | 所　在　の　場　所 |
|  |  |

（備　考）１　この用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とすること。

　　　　　　２　×印の項は、記載しないこと。

［誓約書（通知者用）］

添付書類

誓　　　約　　　書

令和　　　年　　　月　　　日

岡　山　県　知　事　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　私（当社及び当社の役員）は、電気工事業の業務の適正化に

関する法律第６条第１項第１号から第５号までに該当しない者

であることを誓約いたします。

電気工事業の業務の適正化に関する法律第６条第１項

第１号　この法律、電気工事士法第３条第１項、第２項若しくは第３項又は

電気用品安全法（昭和３６年法律第２３４号）第２８条第１項の規定

に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を

受けることがなくなった日から２年を経過しない者

　　第２号　第２８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった

日から２年を経過しない者

　　第３号　登録電気工事業者であって法人であるものが第２８条第１項の規定

　　　　　により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０

　　　　　日以内にその登録電気工事業者の役員であった者でその処分のあった

　　　　　日から２年を経過しないもの

　　第４号　第２８条第１項又は第２項の規定により事業の停止を命ぜられ、そ

　　　　　の停止の期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に

　　　　　相当する期間を経過しないもの

　　第５号　法人であって、その役員のうちに前四号の一に該当する者があるも

　　　　　の

［営業所位置図］

営　業　所　位　置　図

　　最寄りの駅から営業所までの道順　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｎ

　（注意）

　　　　　　　　　　　線　　　　　駅下車、　　　　　　　行バスを利用し、

　　　　　　　　　　　停留所で下車、　　　　　　　方面に向かって徒歩　　　　　分で

上記営業所に到着する。

［備付器具調書］

備　付　器　具　調　書

氏名又は名称：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 器　　具　　名 | 製 造 年 | 製造番号 | 台　数 | 製造業者名 |
| 絶縁抵抗計 |  |  |  |  |
| 設置抵抗計 |  |  |  |  |
| 回路計であって抵抗及び交流電圧を測定できる器具 |  |  |  |  |
| 低圧検電器 |  |  |  |  |
| 高圧検電器 |  |  |  |  |
| ※継電器試験装置 |  |  |  |  |
| 　（ |  |  | 　　　　　　） |
| ※絶縁耐力試験装置 |  |  |  |  |
| 　（ |  |  | 　　　　　　） |
| 計 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　台 |

※印の継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置については、所有していなくても必要な時に他業者等から借り受けることができるようにすることで備付とみなします。この場合には、（　）内に借入先を明記してください。